

児童手当等に係る個人情報の流れ

(1,000万円を超える所得の受給者等の同一生計配偶者に70歳以上の人がいる場合)

【現行】

令和元年5月支給分までは、税務DBにおいて、同一生計配偶者(※)の年齢が70歳未満の場合は「一般」、70歳以上の場合は「老人」と区別されていた。

その後、「所得税法等の一部を改正する法律」を受け、令和元年6月から税務DBにおいて、70歳未満と70歳以上を区分しないこととなった。

そのため、ホスト端末で同一生計配偶者の年齢を目視で確認し、70歳以上の場合は、手作業で老人扶養親族数としてシステムに入力している。

※…法改正前は控除対象配偶者

【児童福祉総合システム及びホスト端末における情報保護対策】

- ・ID・パスワード認証
- ・ウイルス対策
- ・ログ監視
- ・他ネットワークとの分離

